介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

この要件は令和 3 年 4 月 1 日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1　提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	①　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③　誓約書（加算用）
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 【小規模多機能型居宅介護】	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から4週間分を看護職員分で作成） ②　看護師等免許証の写し（看護職員未提出分）
看取り連携体制加算 【小規模多機能型居宅介護】	※共通必要書類のみ
訪問体制強化加算 【小規模多機能型居宅介護】	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から 4 週間分を訪問サービスの提供に当たる従業者分で作成）
総合マネジメント体制強化加算	※共通必要書類のみ
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ**（※LIFE への登録が必要）**
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 12-5） ②　サービス提供体制強化加算要件確認表（参考様式）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ②　介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届 **（※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ）**
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ（誓約書不要）
短期利用（介護予防）居宅介護の届出	①　変更届出書 ②　短期利用居宅介護確認表 ③　運営規程（短期利用の項目を追加したもの） **（※『短期利用居宅介護　基準抜粋』を確認し、適合している場合のみ届出可能）**

2　事業所にて作成及び保管が必要な書類（指定権者からの求めがあった場合に提出）

加算等の種別	必要書類
看取り連携体制加算 【小規模多機能型居宅介護】	①　看取り期における対応方針（同意を得るための書類を含む）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①　個別の従業者に係る研修計画及び実施記録 ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期的な開催記録
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

3　算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号） 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）

【短期利用居宅介護 基準抜粋】

※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録者の数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。

ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ七日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内）の利用期間を定めること。

ニ 指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める従業者の員数を置いていること。

ホ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護費の注4を算定していないこと。

◇短期利用居宅介護費について

①短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「大臣基準告示」という。）第 54 号に規定する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。

②宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。

（短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式）
当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

例えば、宿泊室数が9室、登録定員が 25 人、登録者の数が 20 人の場合、9×（25－20）÷25＝1.8 となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が 25 人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が 23 人以下である場合のみ算定可能である。

※短期利用介護予防居宅介護費についても上記と同様の趣旨